

# 国分寺市の庁舎耐震問題に関する基本計画

国分寺市庁舎計画等対策本部

## 第1 趣旨

市庁舎の耐震診断を実施した結果、目標とした判定値（構造耐震判定指標）の半分を下回る数値であったこと及びコンクリートに大幅な劣化の状況があることが判明したこと（以下「庁舎耐震問題」という。）から、庁舎耐震問題に係る諸問題に対し、緊急かつ最善の対策を講じる必要があるため、国分寺市の庁舎耐震問題に関する基本計画（以下「基本計画」）を定める。

## 第2 最優先すべき課題

庁舎耐震問題において、何よりも優先して対応しなければならないことは、可及的速やかに現在の庁舎機能を臨時的に他の施設等に移転させること（以下「仮移転」という。）である。また、仮移転において講じる措置や経費についても、必要最小限の水準で行われることを基本とするものである。

2 職員は、この趣旨を踏まえ、国分寺市耐震問題緊急対策本部（以下「本部」という。）の仮移転に係る所要の手續及び方策を実施するものとする。

## 第3 仮移転する組織等

仮移転する組織及び機能については、本庁舎に設置されるすべての組織等（以下「本庁舎組織等」という。）及びそれらを仮移転させるために本部が仮移転を必要と認めた本庁舎組織等以外の組織等を対象とする。

## 第4 仮移転する時期

仮移転する時期は、いずれの組織も平成20年5月を目途とする。ただし、これより早い時期に仮移転が可能となる場合は、その時期とする。

## 第5 仮移転先の執務環境の考え方

仮移転先に確保されるスペースは、原則として現在の概ね7割を目安とせざるを得ないため、職員は、以下の事項を順守し、所要の手續及び方策に取り組むものとする。

- (1) 搬出物については、現在保有する文書及び事務用備品等（以下「文書等」という。）をすべて搬出することは困難であるため、搬出する文書等は日常業務に必要なものかどうかを十分精査すること。（本庁舎は基本的に現状のまま保管施設として使用するものとする。）
- (2) 事務のあり方については、各組織にあっては、仮移転を事務手續の改善見直しの契機と捉え、事務の簡素化を図ること。
- (3) 仮移転先の使用にあたっては、執務環境や事務機器の配置等について抜本的な効率化を図ること。

## 第6 仮移転先の可能性調査

庁舎仮移転は、緊急性が最優先で求められることから、仮移転が終了するまでの間に震災により被害が発生した場合において、市の不作為責任が問われることのないよう、「今為すべきことは何か」を徹底的に検証するとともに、可能な限りの措置を講じておくこととする。

- 2 緊急性を最優先とした場合に、現時点で仮移転が可能である施設を早急に調査（以下「仮移転先の可能性調査」という。）するものとする。
- 3 仮移転先の可能性調査に当たっては、現に存在するスペースの有無はもとより、現在の機能を他へ移転することによる可能性を探るとともに、民間オフィス等も含めた調査を実施することとする。

なお、この調査は、緊急を要することから、他の対策と時系列の整合を図る時間的猶予がないため、仮設庁舎その他の計画と併行して実施するものである。

## 第7 仮移転先の施設

仮移転先は、現在の市庁舎の敷地内(借地部分を含む。以下「市役所構内」という。)にすべての組織・機能が仮移転されることが望ましい。しかしながら、第3庁舎をはじめとする既存の施設だけでは不可能であるため、市役所構内に仮移転施設（以下「仮設庁舎」という。）を建設することとする。

また、併せて、仮移転先の可能性調査を踏まえて、市内の市の施設及び民間施設（以下「市内仮移転施設」という。）を活用することとする。

## 第8 仮設庁舎の概要等

仮設庁舎は、できるだけ短期間で、しかも最小の経費で建設する必要があるため、以下のような施設概要及び調達方式で調達することとする。

- (1) 調達方式は、市が直接建設施工するよりも、民間による施設を賃貸借する方が調達時期を早めることができることから、借上方式により調達すること。
- (2) 仮設庁舎は、緊急性を最優先と考え建設するものであるから、可能な限り建設工期が短期間のものとしなければならない。この観点から建設地を検討すれば、第3庁舎東の借地（現在庁用車駐車場用地。以下「仮設庁舎用地」という。）以外には見あたらないことから、当該地を建設地とする。
- (3) 仮設庁舎の規模は、仮設庁舎は、仮設庁舎用地に可能な最大規模のものを建設すること。
- (4) 仮設庁舎の供用開始時期は、平成20年5月とすること。

なお、仮設庁舎の建設に伴い、現在の庁用車の駐車場機能（約35台分）は、近隣の用地を確保し仮移転することとする。

## 第9 第3庁舎の取扱い

仮移転先と考え得る第3庁舎は、昭和52年に建築された建物であるため、

耐震診断調査を実施した結果を踏まえて、仮移転先とするか否かを判断することとする。なお、第3庁舎を仮移転先としない場合の対応も併せて検討しておくものとする。

## 第10 組織配置の基本的な考え方

仮移転先と組織の配置に関する基本的な考え方は以下のとおりとし、その具体的な内容は、本部で決定し、別途実施計画により明確化する。

(1) 仮設庁舎へ配置する組織は、市民利用が多い部署を対象とし、併せて組織規模が大きく相互に連携し合う組織とする。

なお議会部分の配置については、議会の判断に基づいて決するものとする。

(2) 仮設庁舎へ配置する組織は、予算執行手続を開始するまでにその内容を確定するものとする。

(3) 仮設庁舎以外へ仮移転する組織の配置及び当該組織の配置に伴い、現在の場所から仮移転を必要とする組織の取扱いについては、以下のとおりとする。

① 第3庁舎へ配置する組織は、仮設庁舎へ配置しない組織のうち、業務内容を考慮して市内仮移転施設に配置することがなじまない組織を優先的に配置する。その場合、当該組織については、第3庁舎の耐震診断による最悪の事態を考慮して第3庁舎以外の仮移転先も検討しておく。

② ①に伴い現在第3庁舎に配置されている組織は、市役所構内の仮移転施設（以下「構内仮移転施設」という。）又は市内仮移転施設へ仮移転する。

(4) 仮設庁舎及び第3庁舎以外の施設に仮移転するときは、構内仮移転施設、市内仮移転施設の順に検討を進めるものとする。

## 第11 基本計画の具体化

この基本計画を具体化するため、以下の事項に関する対応及びスケジュール等を別途明確化するものとする。

- (1) 仮設庁舎の建設工程、設備・システム工事
- (2) 仮移転先及び仮移転先への組織配置
- (3) 仮移転に関する準備・調整等
- (4) 市民への周知・公表
- (5) 予算措置
- (6) 仮移転後の本庁舎の使用方法

## 第12 本庁舎の取扱い

本庁舎に設置される組織等が仮移転した後、本庁舎は、原則として物品等を保管等する施設としてのみ使用し、会議等は原則禁止とする。なおその場合における運用要領等については、本部により別途明確化する。

### 第 13 仮移転までの危機管理対策

本庁舎に設置する組織等を仮移転するまでの間において、勤務時間中に地震に遭遇した場合の行動については、国分寺市地域防災計画（平成 19 年 3 月・国分寺市防災会議）を踏まえ、別途マニュアルを整備するものとする。

### 第 14 その他

この基本計画策定後に問題が表面化し、その対応を必要とするときは、適宜この計画を改訂し、問題解決を図るものとする。

### 付則

この基本計画は、平成 19 年 7 月 2 日から実施する。